

## 令和4年度県内旅行促進業務仕様書

### 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、県内の観光地が直面している苦しい状況を踏まえ、必死に頑張っている観光地の事業者の回復を支援するため、宿泊クーポン（以下、「宿泊クーポン」と言う。）の発行を中心に、旅行需要の喚起を図ります。

また、旅行者に、土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる応援クーポン（以下、「応援クーポン」と言う。）を発行し、さらに、観光地での消費喚起キャンペーン（以下、「キャンペーン」と言う。）を実施することで、観光地における消費の増加を図ります。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

令和4年度県内旅行促進業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月30日（木）まで

#### (3) 委託業務の内容

宿泊クーポンの発行、精算等及び応援クーポンの発行、精算、キャンペーンの実施等に関するすべての業務を実施すること。

#### (4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意してください。

##### ア 発行規模等の設定

○今回は以下の設定に基づき、提案をお願いします。

発行規模：宿泊クーポン 400,000 千円（原資額）@2,000 円/人

応援クーポン 200,000 千円（原資額）@1,000 円/人

発行対象者数：200,000 人

応援クーポン券種：1 枚 1,000 円 / 応援クーポン印刷枚数：500,000 枚

キャンペーン：年4回以上実施 / 賞品原資額 32,000 千円（税別）

事業実施期間：令和4年5月～令和5年2月を想定（事務局は通年設置）

##### イ 宿泊クーポンの発行

○ 宿泊クーポンが利用可能な宿泊施設は、旅館業法第3条第1項の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ている三重県内の宿泊施設で、「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」の認証施設であり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。

○ 事務局（コールセンター）を設置し、事業者の登録・更新等の諸手続き及び事業者への必要な情報の周知等を遅滞なく実施すること。また、旅行割引クーポン（別途、発注者が契約予定の事業者分を含む）の発行等に関する関係者及び一般の方からの問い合わせ等に一元的に対応すること。

- 宿泊クーポンの形式は、紙媒体であるか、電子媒体であるかを問わないが、必ず偽造防止及び不正取引防止のための策を講じること。
- 宿泊クーポンの割引額、割引率、発行券種、発行枚数、一人当たりの購入限度枚数及び利用制限等については、委託者との協議を踏まえ、旅行者の利便性を十分考慮したうえで設定すること。
- 宿泊クーポンの発行方法は、インターネットサイトによる先着順での受付を基本とすること。
- 宿泊事業者が早期の収入を確保できるよう、決済については、希望する宿泊事業者に対し、旅行者からの当日現金払いが受付可能となる措置を取ること。  
また、旅行者に対しその旨を十分に周知すること。
- インターネットサイトでの発行は複数回実施すること。また、対象範囲については、発行回ごとに委託者が指定する都道府県民を対象とすることが可能であること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等による、宿泊クーポンや応援クーポンの急な発行停止や発行条件の変更等に柔軟に対応できること。
- 宿泊事業者が自ら直接販売する商品に宿泊クーポンの適用を希望する場合は、これに対応できること。
- 民宿等の小規模宿泊事業者の支援策を提案に含めること。
- 平日宿泊及び連泊の促進につながる形での、宿泊クーポン発行が可能であること。
- 旅行者が予約後に、宿泊クーポンを適用することが可能であること。

#### ウ 応援クーポン

- ① 応援クーポン取扱店舗の募集等
  - 受託者において、取扱店舗の管理業務（募集、受付、各種対応業務等）を行うこと。
  - 取扱店舗は、原則として「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」の認証施設であることを条件とし、また、「三重県指針」に記載の感染防止対策の徹底を参加の条件とすること。
- ② 応援クーポンの周知及び実施に必要な物品の製作及び配送
  - 実施についての周知及び実施に必要なチラシ等を製作し、取扱店舗が必要とする枚数を配送すること。
  - 応援クーポンにかかる特設サイトを構築すること。
  - 取扱店舗向け及び宿泊施設・旅行会社向けの事務マニュアルを作成し発送すること。
- ③ 応援クーポンの発行・保管および発送
  - 応援クーポンは紙形式でデザインは親しみやすい図柄とし、委託者と協議のうえ決定すること。
  - 利用期間は、配布日から旅行割引事業の実施終了までとすること。
  - 応援クーポンは、特殊デザイン等による偽造防止策の実施や、管理番号の割り振り等による不正取引防止策の実施など、不正防止のための必要な対策を講じること。

○ 応援クーポンの発行枚数については、委託者と協議のうえ決定すること。また、追加の印刷等が必要な場合はこれに対応すること。

○ 応援クーポンの保管にあたっては、盗難防止等の措置を講ずること。

○ 応援クーポンの集配・在庫管理等の体制については、受託者側においてこれを構築すること。

#### ④ 専用電話窓口の開設

○ 取扱店舗、旅行会社、宿泊施設、県民等からの質問に対応するための専用電話窓口の開設及び問い合わせ対応人員の配置を行うこと（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。ただし、定休日等がある場合は、その旨を特設サイト等に明記し、確実に対応できる体制を整備すること）。

#### ⑤ 応援クーポンの精算、利用管理

○ 旅行者が応援クーポンを利用して精算できるよう取扱店舗との調整を行うこと。

○ 取扱店舗からの応援クーポンの換金請求に対し、できるだけ速やかに精算を行うこと。

○ 応援クーポンの発行及び利用状況について、委託者に対し毎月1回以上報告すること。

○ キャンセルに伴う応援クーポンの回収、汚損等により交換が必要な場合への対応を行うこと。

○ 応援クーポンの配布先において、応援クーポンの紛失、盗難等があった場合は、速やかに紛失届等により報告書を提出させること。また、紛失、盗難等された応援クーポンが不正利用された場合は、委託者と協議のうえ対応すること。

○ キャンセルに伴う応援クーポンの回収について、旅行の中止等で返却が必要となる時に、対象クーポンが使用済み、紛失、盗難になっている場合は、委託者と協議のうえ対応すること。

#### ⑥ 感染拡大時の応援クーポンの利用停止

○ 新型コロナウイルスの感染拡大時には、応援クーポンの急な発行停止、利用停止等に柔軟に対応すること。

○ 応援クーポンの発行停止・利用停止等については、利用者に十分周知を図ること。

○ 応援クーポンを発行するにあたっては、県内の新型コロナウイルスの感染状況がレベル3相当となるなど感染が拡大する場合には、応援クーポンの利用を停止することをご理解いただくよう努めること。

#### ⑦ 事業効果を高めるための方策

○ 県外を対象に発行することとなった際には、応援クーポンの利用促進にかかる周知、PRのための措置を講ずること。

○ 取扱店舗を増やすための取組や取扱店舗へのサポートを実施すること。

#### ⑧ 消費喚起効果等の報告

○ 消費喚起効果等の調査・分析を行い、事業実施効果を推計し、委託者の指定する形で集計及び報告を行うこと。

## エ キャンペーン

### ○ キャンペーンの企画・運営

#### ①キャンペーン対象者

感染症の状況を踏まえ、実施の都度、決定する。

#### ②キャンペーン内容

キャンペーン参画店舗において、キャンペーン実施期間中に3,000円（税込）以上消費のうえ応募いただいた方に対し、抽選で賞品を提供すること（参画店舗が運営するオンラインショップで購入した場合は対象外とする）。

賞品については、県産品を中心に県内旅行で利用可能な旅行券（宿泊券）等を含めることとし、その原資は32,000千円（税別）とする。

#### ③キャンペーン名の考案

消費喚起を促進するキャンペーン名を考案すること。

#### ④キャンペーン参画店舗の募集及び選定

受託者において、参画店舗の募集及び選定を行うこと。

### ○ キャンペーンの周知及び実施に必要な物品の製作及び配送

キャンペーンの周知及び実施に必要なポスター、チラシ、応募はがき等を製作し、参画店舗に配送すること。

なお、ポスター及びチラシについては、県内の観光協会等にも配送すること。

### ○ 特設サイトの構築等によるキャンペーンの周知

特設サイトの構築等により、本キャンペーンを広く周知すること。

### ○ 事務マニュアルの作成

参画店舗向けの事務マニュアルを作成すること。

### ○ 専用電話窓口の開設

参画店舗、応募者等からの質問に対応するための専用電話窓口の開設及び問い合わせ対応人員の配置を行うこと（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。ただし、定休日等がある場合は、その旨を特設サイト等に明記し、確実に対応できる体制を整備すること）。

### ○ 応募はがきの受付及び内容審査

応募者からのはがきの受付及び内容の審査を行うこと。

### ○ 当選者の抽選及び賞品の発送

応募期間の終了後、速やかかつ厳正に当選者の抽選を行い、当選者に対して賞品を発送すること。

### ○ 週1回の状況報告

応募状況を把握するため、週1回、応募状況をメールで報告すること。

### ○ その他実施上の注意事項

業務遂行にあたって疑義が生じた場合は、みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内）と協議し、その指示に従うこと。

## オ 感染症防止対策

### ○ 国等が示す各種感染防止対策等に的確かつ柔軟に対応すること。

- 参加事業者が感染症防止対策を徹底するよう必要な指導等を行うこと。
- クーポン利用者が、感染症防止対策を徹底したうえで旅行するよう周知等を行うこと。

#### カ クーポンの精算、利用管理

- 旅行者が宿泊クーポンを利用して精算できるよう事業者との調整を行うこと。
- 宿泊施設からのクーポンの換金請求に対し、できるだけ速やかに精算を行うこと。
- クーポンの発行及び利用状況について、委託者に対し毎月1回以上報告すること。

#### キ 事業効果を高めるための方策

- 県外を対象に発行する際、クーポンの販売促進にかかる周知、PRのための措置を講じること。
- クーポンが利用できる宿泊プランを宿泊施設が設定する場合のサポートを行うこと。
- クーポンが利用できる宿泊施設を増やすための取組や、当事業への登録を希望する宿泊施設へのサポートを実施すること。
- クーポン発行の機会等をとらえ「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」の参加者増に向けた周知等を行うこと。また、同キャンペーン等のデータを活用し、事業効果をさらに拡大させるための周知等を行うこと。

#### ク 消費喚起効果等の報告

- クーポンの利用者アンケート等により、消費喚起効果等の調査・分析を行い、事業実施効果を推計し、委託者の指定する形で集計及び報告を行うこと。

#### ケ その他

- 事業の設計にあたっては、事業効果を検証できるようPDCAサイクルを取り入れた仕組みとすること。
- 事業の実施に際し、実施主体であるみえ観光の産業化推進委員会（以下、当委員会とします。）と十分な協議を行うこと。
- 実現可能な提案とすること。
- 新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえた提案とすること。

### (5) 納品物

- ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」（原則としてA4版・両面印刷）  
1部（提出時期：委託業務完了時）

なお、事業実績報告書には以下の内容を含むこと

- イ 委託業務の実施内容及び成果
- ウ 宿泊クーポン利用者アンケートの分析結果
- エ 応援クーポン利用状況及び分析結果
- オ キャンペーン実施状況及び分析結果
- カ 委託業務収支決算（計算）書
- キ 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- ク その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(6) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内）

(7) 納入期限

令和5年3月30日（木）または委託業務完了の日から起算して10日を  
経過した日のいずれか早い日

### 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 5 その他

- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意願います。

- ・当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- ・業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。